

新潟市イベントにおける食品提供の取扱要綱

新潟市イベントにおける食品提供の取扱要綱（平成１２年新潟市告示第８２号）の全部を改正する。

（目的）

第１条 この要綱は、イベントの開催に伴い、臨時的に施設を設けて不特定多数の者を対象に、食品を大量に調理し、その場で提供する場合（同一メニューをおおむね１回３００食以上を調理する場合をいう。）について、施設、食品の取扱方法等を定めることにより食品の安全確保を図ることを目的とする。

（規制の対象等）

第２条 この要綱の対象とする規制の対象、取扱食品、施設基準及び主催者が管理運営上留意すべき事項は、新潟県が定める基準の例による。

（事前協議と届出）

第３条 主催者は、イベントの素案ができた段階で市長に事前協議するものとする。この場合において、当該素案の見直しを要する場合は、再度協議するものとする。

２ 主催者は、イベントの開催の１４日前までに別記様式により、事業内容及び食品取扱責任者等について市長に届け出るとともに、食品衛生上、主催者が管理運営上留意すべき事項等について指導を受けるものとする。

３ １回３００食未満のイベントであっても、主催者が前項に規定する届出を行った場合、市長は、この要綱の規定に準じて、食品衛生上、主催者が管理運営上留意すべき事項等について指導を行うものとする。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、令和３年６月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式（第 3 条関係）

イベントに伴う食品提供届	
年 月 日	
(宛先) 新潟市長	
届出者 住所	
氏名（団体の名称，代表者の役職及び氏名） （ふりがな）	
電話番号	
イベントの開催にあたり，食品の提供を行いますので，新潟市イベントにおける食品提供の取扱要綱第 3 条第 2 項の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。	
開催場所	
イベントの名称	（ふりがな）
開催期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用水の種類	☐ 水道水 ☐ 井戸水 ☐ その他（ ）
主として取り扱う食品	
食品取扱責任者	
資格等（注 1）	
担当者の氏名 及び連絡先	氏名 電話番号
添付書類	1 調理内容及び仕入状況（別紙 1） 2 従事者名簿（別紙 2） 3 食品取扱場の平面図（別紙 3） 4 参考資料（チラシ等）があれば添付してください。

注 1 栄養士，調理師等の資格がある場合は，その資格名を記入してください。

2 該当する項目の□にレ印をつけてください。

別紙 1

調理の内容及び仕入状況

1 調理計画

調理品目	提 供 予 定 数量	原材料の仕入状況			調理開始 日時
		原材料名	仕入先	仕入日時	

別紙 2

従事者名簿

No.	氏名
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	

注 食品を調理する人についてのみ記入してください。

別紙 3

食品取扱場の平面図（設備、機械等の位置）を明示してください。